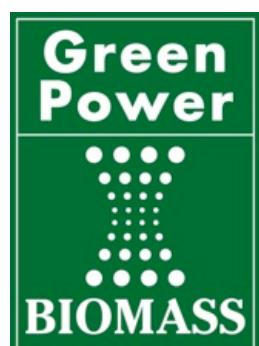


環境活動レポート

2012年（2012年1月～12月）|



イギリス・ノーフォーク州ヘイズバラ



エコアクション21
認証・登録番号 0004471

2014年12月20日

大橋法律事務所では使用する電力

すべてをバイオマス発電によるグ
リーン電力でまかなっています。

大橋法律事務所

口ごあいさつ

良好な環境と汚染されていない食料は人間が幸せを享受するに際しての最低限の条件です。幼い頃、体の弱かつた私は、そのことを身をもって経験しました。そこで、大学では、自然食研究会を創立し、有機農業と環境問題に取り組みました。

その後、地域の環境問題解決の一助となればと思い弁護士を志し、現在、よみがえれ！有明訴訟の弁護団員として有明海の環境を取り戻す活動に取り組むとともに、日弁連公害環境委員会や全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟のメンバーとしての活動を通じて、日本中の環境問題に取り組んでいます。また、大学での授業を通じて、環境問題に関する教育啓蒙活動にも取り組んでいます。

2009年1月、私のふるさとである福岡市南区に大橋法律事務所を開設したのを契機に自らの足元を見直すつもりでエコアクション21に取り組むこととした。

大橋法律事務所の環境への取組はまだ始まったばかりで不十分な点も多々あります。皆さまからのご教示等を受け、さらに環境目標の達成に向け、環境への取組を充実させていく所存です。



大橋法律事務所

弁護士 後藤富和

大橋法律事務所環境方針

気候変動（地球温暖化）、自然生態系や生物多様性の危機など私たちを取り巻く環境は悪化の一途をたどっています。こうした危機を回避し、地球環境や自然生態系、生物多様性を保全、修復、復元していくことは、私たちの基本的人権であると同時に将来世代に対する重大な責務でもあります。

そこで、当事務所では、気候変動（地球温暖化）の防止や、自然生態系・生物多様性の保全の観点から、自らの事業活動における環境負荷を低減するとともに、環境問題に関する訴訟、調査研究活動、教育活動等を通じて、積極的に環境保全活動に取り組んでまいります。

そのための行動指針を以下のように定めます。

【環境保全への行動指針】

- 1 環境関連法規制や当事務所が約束したことを遵守します。
- 2 以下について具体的な目標を定め、活動計画を立て、継続的改善に努めます。
 - ① エネルギー消費の削減
 - ② 事務用紙使用量の削減
 - ③ 廃棄物の削減
 - ④ 環境に配慮した物品購入の促進
- 3 環境訴訟や、環境問題に関する調査研究活動等を通じて、環境の保全、修復、復元に取り組みます。
- 4 法律相談や、各種教育活動、ホームページその他の広報活動を通じて、よりよい環境づくりのための啓発活動を行います。

制定日 2009年1月5日

大橋法律事務所

弁護士 後藤富和

大橋法律事務所の環境に関する取り組み

- 2009年 1月5日 大橋法律事務所開設
大橋法律事務所環境方針制定
7月31日 バイオマス発電によるグリーン電力証書導入
10月9日 2009年度環境活動レポート公表
12月24日 エコアクション21認証取得
2011年12月24日 エコアクション21認証更新



【所内の様子】

1 登録事業所の概要

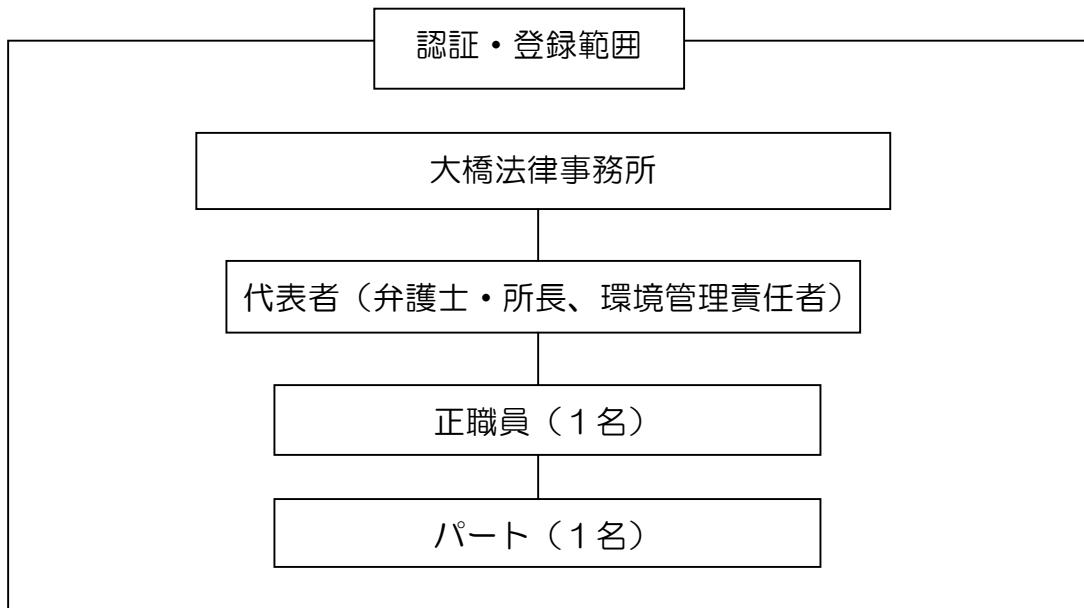
事業所 大橋法律事務所
代表者 後藤富和
所在地 福岡市南区大橋 1 丁目 8 番 19 号 プロベニ才大橋 6 階
環境管理責任者 後藤富和 電話 (092) 512-1636
事業内容 訴訟代理等、法律事務
事業規模 売上高 2520 万円／年
従業員 3 名（代表者含む）
事業所床面積 33m²
事業年度 1月1日～12月31日

今回のレポートの対象期間は、2012年1月1日から同年12月31日まで



【法律相談の模様】

2 組織図及び認証・登録の範囲（当事務所の認証・登録範囲は以下の通り）



3 当年度及び中期目標（※4、5）

項目 (単位)	基準 ※1	活動実績		中期目標		
		目標 ※2	実績 ※2	2013 年	2014 年	2015 年
二酸化炭素排 出量 (kg-CO2)	3468	3398 2%削減	2888	3363 3%削減	3329 4%削減	3294 5%削減
	電力消費 に伴う CO2 排 出量※3	○	○	○	○	○
	消費電力 量※2 4390	4346 1%削減	4077	4302 2011年 実績の	4302 2011年 実績の	4214 2011年 実績の

	kWh			2%削減	3%削減	4%削減
廃棄物発生量 (t)	0.16	0.158 1 %削減	0.23	0.156 2 %削減	0.155 3 %削減	0.153 4 %削減
グリーン購入	—	グリーン 購入の品 数を前年 度から1 品目増や す。	これま で通り F S C 森林認 証紙、ボ ールペ ン等文 房具そ の他備 品合計 24品 目をグ リーン 購入し たが、品 目を増 やすこ とはで きなか った。 グリー ン電力	グリーン 購入の品 数を前年 度から1 品目増や す。	グリーン 購入の品 数を前年 度から1 品目増や す。	グリーン 購入の品 数を前年 度から1 品目増や す。

			証書の 活用。			
事業活動を通じた環境保全の取り組み	一	シンポジウム等の実施回数を前年度から1回増やす。	講演会 シンポジウム 企画、運営、現地調査など従来通り充実して行えた。特に、沿岸域の保全に關し、イギリス・フランスの現地調査を行い、その結果を日弁連人権大	シンポジウム等の実施回数 を前年度から1回増やす。	シンポジウム等の実施回数 を前年度から1回増やす。	シンポジウム等の実施回数 を前年度から1回増やす。

			会 シン ポ ジ ウ ム、同 決 議 に 生 か す こ と が 出 來 た。 福 岡 県 弁 護 士 会 に お い て 環 境 宣 言 を 採 択 し た。		
--	--	--	---	--	--

※1 2009年1月～12月の実績

※2 2011年1月～12月の実績

※3 当事務所では、使用電力量が年間5000kWhまではグリーン電力証書システムによるバイオマス発電によってまかなっているためCO2排出係数は0となる。

※4 水使用量の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めている。

※5 化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用していない。

4 主な環境活動計画の内容

活動項目	活動計画の内容
------	---------

(1) エコアクション21の推進	月2回の事務所会議の開催などで継続的に取り組む。
(2) 環境法規制等の遵守	月2回の事務所会議で環境法規制や大橋法律事務所の環境方針の取組等をチェックする。
(3) 消費電力の削減、グリーン電力の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・窓を開けて扇風機を利用することやカーテンを利用すること、グリーンカーテンの導入、クールビズ、ウォームビズの実施などで極力エアコンは使用しない。 ・エアコンを利用する際の設定温度は基本的に28度（夏季）、20度（冬季）とし、こまめに温度調整をする。 ・使用しない電灯は消灯する。 ・冬季や長期休暇の際は冷蔵庫の電源を切る。 ・OA機器の省電力機能を活用する。
(4) 一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ペーパーレス化に取り組む ・両面・縮小コピーを実施する。 ・裏紙は再利用する。 ・封筒は再利用する。 ・プライバシー保護スタンプを利用しシュレッダー処理をしない。
(5) グリーン購入の促進など	<ul style="list-style-type: none"> ・紙については基本的にFSCなど森林認証を受けた木材から生産されたものを利用する。 ・電力についてはグリーン電力証書を活用する。 ・その他の物品についても再生品などグリーン

	購入に務める。そのために現時点でのグリーン購入品数を把握する。
(6) 自動車利用の低減	近距離の移動は自転車や公共交通機関を利用する。
(7) 環境訴訟など環境問題への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・よみがえれ!有明訴訟、原発なくそう!九州玄海訴訟など環境訴訟に取り組む。 ・日弁連公害環境委員会、九弁連環境問題に関する連絡協議会、福岡県弁護士会公害環境委員会の活動に取り組む。 ・生物多様性条約締約国会議など環境問題に関する国際会議にも積極的に参加する。 ・全国公害弁護団連絡会議、環境法律家連盟等環境NGOの活動に取り組む。 ・福岡大学法科大学院非常勤講師、西南学院大学非常勤講師として環境に関する講義を行う。
(8) 環境レポート等の公表	すでにホームページ上で公表している大橋法律事務所の環境への取組を隨時、最新の情報に更新し、地域の皆様との環境コミュニケーションに取り組む。

5 環境目標の実績/環境活動計画取組結果と評価、次年度の取組（※3、4）

(1) 2011年1月～12月の期間の目標における実績は以下の通りであった。

項目 (単位)	基準 ※1	活動実績※2		評価
		目標	実績	
二酸化炭素排	3468	3398	2888	基準の16%

出量 (kg - CO2)		2%削減		削減となって目標を大幅に達成した。できるだけ自動車での移動を控えたことが原因と思われる。
廃棄物発生量 (t)	0. 16	0. 158 1%削減	0. 23	基準から大幅に増えてしまった。毎年、保存期間（5年）を経過した資料をリサイクルに出しているが、2007年頃から仕事量が激増し保管資料も増えたことが原因と思われる。
グリーン購入	—	グリーン購入の品数を1品増やす(昨年度24品目)。	これまで通りFSC森林認証紙、ボールペン等文房具その他備品合計24品目をグリーン購入したが、品目を増	所内の備品のほとんどがグリーン購入となっており、今後、品目を増やすことは困難であろう。

			やすことはできなかった。 グリーン電力証書の活用。	
事業活動を通じた環境保全の取り組み	—	シンポジウムや現地調査、意見書などの充実。	講演会シンポジウム企画、運営、現地調査など従来通り充実して行えた。特に、沿岸域の保全に関し、イギリス・フランスの現地調査を行い、その結果を日弁連人権大会シンポジウム、同決議に生かすことが出来た。福岡県弁護士会において環境宣言を採択した。	充実した活動を行う事が出来た。

※1 2009年1月～12月の実績

※2 2011年1月～12月の実績

※3 水使用量の削減については当事務所がビルのテナントであり水道料も家賃に

含まれているため水使用量を把握できないが、節水に努めている。

※4 化学物質使用量の削減については当事務所が製造業等ではなく化学物質を使用していない。

(2) 取組計画に対する評価

ア 消費電力の削減

	活動項目	実施状況	評価
1	エアコンの適正利用	○	扇風機を使用していることや、ベランダにグリーンカーテンを導入していることから、7月20日頃までほとんどエアコンを使用することはなかった。7月下旬以降もクールビズやエアコンと扇風機の併用によってエアコンの設定温度は概ね28度を保つことができた。また、冬季も足元のセラミックヒーターの利用によりエアコンの使用を控えることが出来た。
2	消灯の励行	○	昼間の不要電気の消灯、昼休み時の消灯などは徹底できた。 また、執務室の蛍光灯2本間引きを継続している。
3	冷蔵庫の電気の適正管理	○	冷蔵庫が必要な夏季以外は冷蔵庫を空にして電源を入れなかった。
4	OA機器の省電力機能	○	パソコン、コピーの省電力機能を利用していいる。OAタップを導入し、使用しないOA機器の電源を切っている。
5	グリーン電力証書の	○	2009年7月30日からグリーン電力

	活用	証書システムを導入し、当事務所で使用する電力のすべてをバイオマス発電によるグリーン電力でまかなっており、電力消費に伴うCO ₂ の排出がなくなった。
--	----	---

イ 一般廃棄物の削減

	活動項目	実施状況	評価
1	ペーパーレス化	○	FAXの受信はほぼペーパーレス化が達成できている。送信時についても押印など不要なものについてはペーパーレス化がほぼ達成できている。
2	コピーの工夫	○	両面コピー、ツートップ印刷は達成できている。
3	裏紙・封筒の再利用	○	裏紙利用・封筒の再利用については専用の箱を設け、担当者も決めて達成できている。
4	シュレッダー書類の削減	○	プライバシー保護スタンプの導入により従来シュレッダー処理していた書類も裏紙として再利用できるようになった。また、古紙リサイクルによってシュレッダー処理を利用していない。

ウ グリーン購入の促進

	活動項目	実施状況	評価
1	森林認証紙の利用	○	所内で使用する全ての紙類をFSC森林認証紙に切り替えた。

2	グリーン電力証書の活用	○	2009年7月30日からグリーン電力証書システムを導入し、当事務所で使用する電力のすべてをバイオマス発電によるグリーン電力でまかなっている。
3	その他のグリーン購入	△	<p>以下の品目についてグリーン購入を行っているが。購入品目を増やすことはできなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4ファイル ・2穴リフィルポケット ・ふせん ・コピー用紙 ・ボールペン（詰め替えインク含む） ・鉛筆 ・シャープペンシルの芯 ・消しゴム ・DVD-R ・インデックスラベル ・修正テープ（詰め替えカートリッジ含む） ・電話連絡帳 ・食器洗い用洗剤 ・スティックのり ・乾電池 ・クリップケース ・蛍光ペン ・出金伝票

			<ul style="list-style-type: none"> ・封筒 ・収納ボックス ・クリップボード ・メンディングテープ ・紙皿 ・クリアーホルダー
--	--	--	--

工 その他

	活動項目	実施状況	評価
1	自動車利用の低減	○	<p>代表者（弁護士）は片道5～6km程度の移動については自転車を利用している。夏季や雨天時には電車で通勤した。所員の内1人は公共交通機関で、通勤している。また、事務職員の業務での移動はすべて公共交通機関を利用している。</p>
2	環境訴訟等環境問題への取組	○	<p>よみがえれ！有明訴訟を通じて有明海の再生に取り組んでいる。また、原発なくそう！九州玄海訴訟を通じて、脱原発、再生可能エネルギーの促進に取り組んでいる。さらに、日弁連公害環境委員会の委員として、わが国の環境政策に提言等を行うとともに市民向けにシンポジウムなども開催した。</p> <p>講演会、シンポジウムの企画、運営、大学等教育機関での授業、現地調査など充実して行う事が出来た。</p>

		<p>特に、沿岸域の保全に関し、イギリス・フランスの現地調査を行い、その結果を日弁連人権大会シンポジウム、同決議に生かすことが出来た。</p> <p>福岡県弁護士会において環境宣言を採択した。</p> <p>「原発事故と私たちの権利」日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会編の執筆を担当した。</p>
--	--	---

6 次年度取組内容

グリーン購入については、購入品目を増やすことは返って、消費の促進となって環境負荷を与えかねない。そのため、購入品目を増やすことに主眼を置くのではなく、これまで通りのグリーン購入を継続することと、仮に新たな物品を買い替えなければならない時にグリーン購入に切り替えるなどの工夫をすることとする。

事業活動を通じた環境保全の取り組みについては、回数を増やすことよりも、その内容及び結果について充実させることに主眼を置くこととする。



【FSC森林認証を受けた名刺、封筒、コピー用紙、コースター】



【グリーン電力証書システムの導入】



【グリーンカーテンの導入】



【裏紙回収ボックス】



【古紙回収保管ボックス】



【通勤及び裁判所への往復に使用している自転車】



【エコバックを利用】

7 環境関連法規への違反、訴訟の有無

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	現段階では問題となっていないが、現在、使用している冷蔵庫及びエアコンの廃棄時には、家電リサイクル法に則り適正に処理することとする。
廃棄物処理法（一般廃棄物排出事業者）	当事務所で排出する廃棄物の大部分は紙であるが、福岡市の処理方針に則り、廃棄物を適正に処理している。

環境関連法規制等の順守状況の評価の結果、環境法規制等の逸脱はなかった。

また、環境関連法規違反の訴訟もなかった。

8 緊急事態の想定結果とその対応策

火災・地震以外の緊急事態は想定されない。火災発生時には速やかに119番への通報を行う。

9 問題点のは是正措置及び予防措置の結果

問題点の発生年月日	2012年1月～12月
問題点の対応責任者	弁護士 後藤富和
問題点の内容	廃棄物発生量について、基準を大幅に超える結果となってしまった。
問題点の原因	毎年、保存期間（5年）を経過した資料をリサイクルに出しているが、2007年頃から仕事量が激増し保管資料も増えたことが原因と思われる。
是正処置の実施内容	再生利用については、過去の資料のリサイクルが含まれるため現段階で削減に取り組むことはできない。その代わり、

	日々発生する単純焼却に回す廃棄物の削減に取り組むこととする。
処置結果の周知	上記問題点及びその原因については、事務所会議において所員に周知徹底するとともに、ホームページにも掲載して対外的にも広報する。
責任者（代表者）コメント	所員一同、これまでにも増して単純焼却に回す紙資源の削減に取り組むこととする。

9 代表者による全体評価の見直しの結果

二酸化炭素排出量及び廃棄物の削減については、所員の自由な意見をもとに所員ひとりひとりが楽しみながら実践できた。

特に二酸化炭素排出量の削減については大幅に目標を達成することが出来た。

ただ、この点は、筑豊など自動車での移動を要する場所での仕事が少なくなったという面もあり、今後再びそのような地域での仕事が増えれば、二酸化炭素排出量も増えてくるものと思われる。

福岡県弁護士会の環境宣言の策定に関わり、同宣言の採択までたどり着けたことは高く評価している。

また、日弁連公害環境委員として、人権大会シンポ、同決議の採択に関わったことや、書籍「原発事故と私たちの権利」の出版に携わることが出来た点も、職業を通じた環境保全の取り組みとして高く評価できると考える。

今後も、所員一同、さらなる二酸化炭素排出量及び廃棄物の削減、環境保全活動に取り組んでいくこととする。

以上